

改正・創設される主な保証制度

	創業関連保証	財務要件型 無保証人保証	危機関連保証	経営安定関連保証 (5号認定分)
対象者	①創業者（創業計画段階にあり今後創業する者）②創業後5年未満の者③中小企業者等であって、新たに会社を設立（分社化）する者等	信用保証協会の保証対象要件を満たす中小企業者等	大規模な経済危機、災害等の事象による著しい信用収縮が生じ、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者等	全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者等のうち、市区町村長の認定を受けた者等
保証限度額	2,000万円	2億8000万円	2億8000万円（別枠）	2億8000万円（別枠）
保証期間	10年以内	7年以内	10年以内	協会所定
責任共有	対象外	対象	対象外	対象
保証料率	協会所定料率	協会所定料率	0.8%	0.68%
	特定経営承継関連保証	自主廃業支援保証	事業承継サポート保証	中部圏11協会共同 地方創生保証
対象者	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣（都道府県知事）の認定を受けた中小企業者等の代表者個人	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもので、実質的に債務超過でない等、一定の要件を満たす中小企業者等	事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定し、事業承継を目的に新たに設立された持株会社（中小企業者）	信用保証協会の保証対象要件を満たす中小企業者等
保証限度額	2億8000万円	3,000万円	2億8000万円	5,000万円
保証期間	運転10年以内 設備15年以内	1年以内 （終期は解散予定日より前）	15年以内	10年以内
責任共有	対象	対象	対象	対象
保証料率	0.45%~1.90%	0.45%~1.90%	1.15%	協会所定料率

※小口零細企業保証の保証限度額が2,000万円に変更となる等、上記以外にも変更となる保証制度があります。
 ※信用保証協会、金融機関等による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

問い合わせ先

岐阜市吉野町6丁目31番地
 岐阜スカイウイング37 東棟3階
 岐阜市信用保証協会 保証課・経営支援課
 TEL (058) 265-4611 保証課
 TEL (058) 265-4612 経営支援課